

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

平成24年 3 月 6 日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表保健体育課の項中「健康体育班」を「健康体育班 学校安全・給食班」に改め、同表生涯学習振興課の項中「管理振興班」を「管理班」に改める。

第17条の表保健体育課の項を削る。

第27条の表中

|      |        |  |   |
|------|--------|--|---|
| 技術職員 | 学校保健技師 | 上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的、技術的な指導及び技術に従事する。 | を |
|------|--------|--|---|

|      |               |   |       |
|------|---------------|---|-------|
| 技術職員 | 学校保健技師<br>保健師 | 上司の命を受け、学校における保健管理に関し、専門的、技術的な指導及び技術に従事する。<br>上司の命を受け、職員の健康管理業務に従事する。 | に改める。 |
|------|---------------|---|-------|

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

### 1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

### 2 改正の経緯及び必要性

- (1) 保健体育課に学校における災害対策の総括および学校給食、食育関連業務を行うため「学校安全・給食班」を設置する。
- (2) 保健体育課に配置している健康体育監を廃止し、副参事を置く。
- (3) 福利課に学校におけるメンタル対策及び生活習慣病に対応するため保健師を置く。
- (4) 生涯学習振興課の「管理振興班」を名称変更する。

### 3 改正案の概要

- (1) 保健体育課内に新たに「学校安全・給食班」を設置するため、所要の改正を行う。
- (2) 健康体育監を廃止するため、所要の改正を行う。
- (3) 保健師を設置するため、所要の改正を行う。
- (4) 生涯学習振興課の「管理振興班」を「管理班」に名称変更するため、所要の改正を行う。
- (5) この規則は、平成24年4月1日から施行する。（附則）

### 4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条

### 5 関係各課との調整状況

- (1) 保健体育課、福利課、生涯学習振興課と調整済み

### 6 添付資料

- (1) 新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）新旧対照表

改正案

現行

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(課及び班等の設置)

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。

| 課名      | 班名                                  |
|---------|-------------------------------------|
| 総務課     | 総務班 給与制度班 教育企画班                     |
| 財務課     | 財務班 学校予算・振興班                        |
| 施設課     | 企画財産班 営繕班 助成班                       |
| 福利課     | 健康管理・共済班                            |
| 県立学校教育課 | 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班 |
| 義務教育課   | 管理班 人事班 義務教育指導班 学力向上推進班             |
| 保健体育課   | 管理班 健康体育班 学校安全・給食班                  |
| 生涯学習振興課 | 管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター          |
| 文化財課    | 管理班 文化財班 記念物班 史料編集班                 |

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(課及び班等の設置)

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班又はセンターを置く。

| 課名      | 班名                                  |
|---------|-------------------------------------|
| 総務課     | 総務班 給与制度班 教育企画班                     |
| 財務課     | 財務班 学校予算・振興班                        |
| 施設課     | 企画財産班 営繕班 助成班                       |
| 福利課     | 健康管理・共済班                            |
| 県立学校教育課 | 管理班 人事班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育班 |
| 義務教育課   | 管理班 人事班 義務教育指導班 学力向上推進班             |
| 保健体育課   | 管理班 健康体育班                           |
| 生涯学習振興課 | 管理班 社会教育班 生涯学習班 生涯学習推進センター          |
| 文化財課    | 管理班 文化財班 記念物班 史料編集班                 |

(教育企画監等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとす。

| 課名             | 職名      | 職務                  |
|----------------|---------|---------------------|
| 総務課            | 教育企画監   | 教育企画班の事務を総括する。      |
| 施設課            | 技術調整監   | 技術関連の事務を総括する。       |
| 県立学校教育課及び義務教育課 | 人事管理監   | 人事班の事務を総括する。        |
| 県立学校教育課        | 特別支援教育監 | 特別支援教育班の事務を総括する。    |
| (削る)           | (削る)    | (削る)                |
| 生涯学習振興課        | 生涯学習推進監 | 生涯学習推進センターの事務を総括する。 |

(職員)

第26条 教育庁に置く職員は、指導主事、社会教育主事、事務職員、技術職員及びその他の職員とする。

(職員の職及び職務)

第27条 前条に規定する職員の職及び職務は第15条から第24条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

| 職員     | 職      | 職務  |
|--------|--------|---|
| 指導主事   | 指導主事   | 上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。 |
| 社会教育主事 | 社会教育主事 | 上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。                     |

(教育企画監等)

第17条 本庁の次の表の左欄に掲げる課に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げるとおりとす。

| 課名             | 職名      | 職務                  |
|----------------|---------|---------------------|
| 総務課            | 教育企画監   | 教育企画班の事務を総括する。      |
| 施設課            | 技術調整監   | 技術関連の事務を総括する。       |
| 県立学校教育課及び義務教育課 | 人事管理監   | 人事班の事務を総括する。        |
| 県立学校教育課        | 特別支援教育監 | 特別支援教育班の事務を総括する。    |
| 保健体育課          | 健康体育監   | 健康体育班の事務を総括する。      |
| 生涯学習振興課        | 生涯学習推進監 | 生涯学習推進センターの事務を総括する。 |

(職員)

第26条 教育庁に置く職員は、指導主事、社会教育主事、事務職員、技術職員及びその他の職員とする。

(職員の職及び職務)

第27条 前条に規定する職員の職及び職務は第15条から第24条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

| 職員     | 職      | 職務  |
|--------|--------|---|
| 指導主事   | 指導主事   | 上司の命を受け、学校における教育課程、学習指導、その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。 |
| 社会教育主事 | 社会教育主事 | 上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与える。                     |

|        |  |   |
|--------|--|---|
| 事務職員   | 副主査<br>専門員<br>主任<br>主事                   | 上司の命を受け、担任業務を分掌する。<br>上司の命を受け、専門的事務に従事する。<br>上司の命を受け、業務を分掌する。<br>上司の命を受け、事務に従事する。   |
| 技術職員   | 学校保健技師<br><br>保健師<br><br>副主査<br>主任<br>技師 | 上司の命を受け、学校における保健管理に<br>関し、専門的、技術的な指導及び技術に従事<br>する。<br>上司の命を受け、職員の健康管理業務に従事<br>する。<br>上司の命を受け、担任業務を分掌する。<br>上司の命を受け、技術を分掌する。<br>上司の命を受け、技術に従事する。 |
| その他の職員 | 運転士                                      | 上司の命を受け、運転業務に従事する。  |

|        |                        |   |
|--------|------------------------|---|
| 事務職員   | 副主査<br>専門員<br>主任<br>主事 | 上司の命を受け、担任業務を分掌する。<br>上司の命を受け、専門的事務に従事する。<br>上司の命を受け、業務を分掌する。<br>上司の命を受け、事務に従事する。 |
| 技術職員   | 学校保健技師                 | 上司の命を受け、学校における保健管理に<br>関し、専門的、技術的な指導及び技術に従事<br>する。<br><br>副主査<br>主任<br>技師         |
| その他の職員 | 運転士                    | 上司の命を受け、運転業務に従事する。  |